

勧誘方針

株式会社ストライク

当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第10条に基づき「勧誘方針」を公表いたします。本「勧誘方針」は所属金融商品取引業者である SMBC 日興証券株式会社の「勧誘方針」に則り、次の通り定めております。

適正な勧誘

1. 当社は、お客様に投資勧誘を行うに当たっては、お客様の知識、投資経験、投資目的及び財産の状況等の把握に努めます。
2. 当社は、お客様に投資勧誘を行うに当たっては、所属金融商品取引業者の概要並びに取り扱う商品に関し、十分な説明、適切な表示に努めます。
3. 当社は、電話や訪問による勧誘につきましては、お客様にご迷惑となる時間帯や場所では行いません。

勧誘の適正の確保

1. 当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行い、金融商品取引法その他の関係法令・諸規則並びに商品知識等の研鑽に努めます。
2. 当社は、金融商品取引法及び関係法令諸規則の遵守・徹底を確保するための社内体制の整備・強化に努めます。
3. 当社は、所属金融商品取引業者とともに、お客様からのお取引などについてのご意見を承る姿勢の保持に努めます。

2024年7月29日制定